

藤岡市農業委員会
令和2年第5回
定例会議事録

令和2年5月1日招集

令和2年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和2年5月1日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第33号 農用地利用配分計画（案）について

報告第9号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

1 番	折茂 高弘	2 番	堀米 幸子	3 番	関根 隆雄	4 番	福田 俊太郎
6 番	浦部 隆	7 番	生方 康正	8 番	平井 正子	9 番	中村 勉
10 番	岩下 次夫	11 番	秋山 幸夫	12 番	浅見 健司	13 番	黒澤 義雄
14 番	高田 孝雄						

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	秋山 弘和	事務局 次長	高田 克巳
次長補佐兼係長	岸 憲彦	主 任	牧 眸美
主 事	松本 峻		

（開 会 13時30分）

事務局次長 ただ今より令和2年第5回定例会を進行させていただきます。

本日は、事前に通知をさせていただいたとおり、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴うリスク軽減のため、推進委員さんにはご出席をご遠慮いただいておりますのでよろしくお願いいたします。また、隣の小会議室を用意させていただいておりますので、下審査の際は2班の方につきましては移動をお願いします。

次に議案書の5ページ、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請に

ついで整理番号11番ですが、他法令との関係欄が空欄になっていますが、「景観条例」と記入をお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。
(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第5回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。7番生方委員、8番平井委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時31分 休憩)

(14時10分 再開)

議長 休憩をとって会議を再開いたします。それでは、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。

整理番号1番は、緑埜のSさんが、新規就農するため、緑埜の農地2筆、307㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号2番は、同じく緑埜のSさんが、新規就農するため、白石の農地1筆、2,914㎡を賃貸で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 29 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番の 1 件です。

整理番号 3 番は、下大塚の I さんが、経営の安定を図るため、下大塚の農地 1 筆、1,067 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 29 号整理番号 3 番について 2 班の班長さんより報告がありました。何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 30 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 30 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、金井の O さんが、金井の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,891 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、下日野の M さんが、下日野の農地を通路用地として転用するもので、面積は 106 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 30 号整理番号 1 番と 2 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請につ

いて、1班で付託を受けたのは整理番号1番から7番の7件です。

整理番号1番は、市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,471 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、同じく市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,525 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、市内の法人が、森新田の農地を賃貸で借り受け、露天資材置場及び工事車輛置場用地として転用するもので、面積は203 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号4番は、市内の法人が、中の農地を売買で取得し、通路用地として転用するもので、面積は7.97 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号5番は、市内の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は835 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号6番は、浄法寺のMさんが、浄法寺の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は500 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、三波川のSさんが、三波川の農地を売買で取得し、山林用地として転用するもので、面積は991 m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第31号整理番号1番から7番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 5 番は許可と決定しま

す。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 8 番から 13 番の 6 件です。

整理番号 8 番は、市外の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,290 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、上大塚の H さんが、上大塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 110 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、上大塚の S さんが、上大塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 408 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,010 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に

問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,535 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、鉄塔及び露天資材置場用地として転用するもので、面積は 585 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 31 号整理番号 8 番から 13 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

す。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 13 番は許可と決定します。続きまして、議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 32 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 5 番から 7 番は、設定する利用権の内容が施設園芸とありますが、これからハウスをつくるということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 こちらは、既にハウスが建っており、今回初めて中間管理機構を利用するということです。

議長 他にご意見はありますか。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 33 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 33 号について、事務局の説明が終わりました。初めに 1 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。
(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 33 号農用地利用配分計画(案)1 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 33 号農用地利用配分計画(案)1 番については、そのように決定します。
(関係委員着席)

議長 次に 2 番から 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 33 号農用地利用配分計画（案）2 番から 12 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第 33 号農用地利用配分計画(案)2 番から 12 番については、そのように決定します。続きまして、報告第 9 号・10 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（事務局説明）

議長 ただ今、報告第 9 号・10 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（なし）

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 5 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 14時40分）